

○博物館法施行細則

昭和二十七年三月二十二日

福島県教育委員会規則第二号

改正 昭和三三年八月二六日教委規則第八号

平成三年六月二八日教委規則第一三号

平成二〇年十一月二八日教委規則第二三号

令和三年三月二六日教委規則第一二号

令和五年四月二八日教委規則第九号

博物館法施行細則を次のように定める。

博物館法施行細則

(趣旨)

第一条 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(令五教委規則九・一部改正)

(登録)

第二条 博物館登録原簿は、別記第一号様式による。

(令五教委規則九・一部改正)

(登録の申請)

第三条 博物館の設置者が、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十一条の規定による登録をうけようとするときは別記第二号様式による登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、法第十二条第二項第一号に規定する書類のほか、公立博物館にあつては別表第一、私立博物館にあつては別表第二に掲げる書類を添付するものとする。

3 博物館資料目録は、別記第三号様式による。

(令五教委規則九・一部改正)

(登録の基準)

第四条 法第十三条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

- 二 博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(令五教委規則九・全改)

第五条 法第十三条第一項第四号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(令五教委規則九・追加)

第六条 法第十三条第一項第五号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(令五教委規則九・追加)

(変更登録の通知)

第七条 教育委員会は、法第十五条第二項の規定による登録事項の変更登録をしたときは、当該博物館の設置者にその旨を通知しなければならない。

(令五教委規則九・追加)

(定期報告)

第八条 博物館の設置者は、法第十六条の規定に基づき、当該博物館の前年度における運営の状況について、別記第四号様式による運営状況報告書により、毎年九月末までに教育委員会へ報告しなければならない。

2 前項の運営状況報告書には、収支報告書、年報、紀要等の書類を添付するものとする。

(令五教委規則九・追加)

(廃止の届出)

第九条 博物館の設置者は、法第二十条第一項の規定による博物館を廃止したときは、その事由を生じた日から十五日以内に書面をもって、その旨を届け出なければならない。

(令五教委規則九・追加)

(指定の申請)

第十条 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下「令」という。）第二十三条第一項に規定する指定申請書には、同条第二項第一号に規定する書類のほか、別表第三に掲げる書類を添付するものとする。

(令五教委規則九・追加)

(指定の基準)

第十一条 令第二十四条第一項第二号に規定する当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。
- 二 資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(令五教委規則九・追加)

第十二条 令第二十四条第一項第三号に規定する当該施設における職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員に相当する職員が置かれていること。

三 指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(令五教委規則九・追加)

第十三条 令第二十四条第一項第四号に規定する当該施設の施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

三 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(令五教委規則九・追加)

(登録等の公表)

第十四条 教育委員会は、次の各号のいずれかを行ったときは、インターネットの利用により公表するものとする。

一 法第十一条の規定による登録をしたとき。

二 法第十五条第二項の規定による変更登録をしたとき。

三 法第十九条第一項の規定による登録の取消をしたとき。

四 法第二十条第二項の規定による登録の抹消をしたとき。

五 法第三十一条第一項の規定による指定をしたとき。

六 法第三十一条第二項の規定による指定の取消をしたとき。

(令三教委規則一二・一部改正、令五教委規則九・旧第五条線下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和二十七年三月一日から適用する。

別表第一（第三条関係）

(令五教委規則九・追加)

- 一 当該博物館の設置条例の写し（設置者が地方公共団体である場合のみ）
- 二 当該法人の登記事項証明書（設置者が地方独立行政法人である場合のみ）
- 三 博物館運営の基本的な方針を示した書類及びその公表方法を示した書類
- 四 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
- 五 博物館資料の目録
- 六 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 七 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 八 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- 九 学芸員の氏名、業務内容及び経歴を示す書類
- 十 その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 十一 博物館運営を行う組織の様態を示す書類
- 十二 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- 十三 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 十四 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類(当該建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類)
- 十五 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- 十六 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

別表第二（第三条関係）

(令五教委規則九・追加)

- 一 法人登記事項証明書
- 二 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する書類
- 三 博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類
- 四 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

- 五 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- 六 博物館運営の基本的な方針を示した書類及びその公表方法を示した書類
- 七 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
- 八 博物館資料の目録
- 九 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 十 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 十一 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- 十二 学芸員の氏名、業務内容及び経歴を示す書類
- 十三 その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 十四 博物館運営を行う組織の様態を示す書類
- 十五 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- 十六 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 十七 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類(当該建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類)
- 十八 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- 十九 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

別表第三（第十条関係）

（令五教委規則九・追加）

- 一 博物館の事業に類する事業を行う施設運営の基本的な方針を示した書類及びその公表方法を示した書類
- 二 資料の収集及び管理の方針を示した書類
- 三 資料の目録
- 四 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 五 博物館の事業に類する事業を行う施設の事業に関する収支計画を示す書類
- 六 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- 七 学芸員に相当する職員の氏名、業務内容及び経歴を示す書類
- 八 その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 九 博物館の事業に類する事業を行う施設の運営を行う組織の様態を示す書類
- 十 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- 十一 博物館の事業に類する事業を行う施設の事業に用いる建物及び土地の図面

- 十二 博物館の事業に類する事業を行う施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類（当該建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類）
- 十三 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- 十四 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

別記第一号様式(第二条関係)

備 考	所在地 登録を受けようとする博物館の名称及び	登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所	事 項			博物館登録原簿
			番号	記号	日 年 月	
			第 号	年 月 日		
			日 月 年			登 録 変 更
			年 月 日			
			日 月 年			登 録 変 更
			年 月 日			

別記第二号様式(第二条関係)

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

右のとおり 公立 博物館を設置しましたので関係書類を添えて登録を申請します。

年 月 日

住所
設置者

福島県教育委員会

別記第三号様式(第二条関係)

博物館資料目録

計				種別
				名称
				員数
				所得年月日
				備考

記号番号
名 称 第 号

別記第4号様式(第8条関係)

運営状況報告書

年 月 日

福島県教育委員会 あて

住所

設置者

名称

博物館法第十六条及び博物館法施行細則第八条第一項の規定に基づき、下記の登録博物館に係る運営状況について、別添関係書類を添えて報告します。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 登録年月日
- 4 報告対象年度

附 則（昭和三三年教委規則第八号）

この規則は、昭和三十三年九月一日から施行する。

附 則（平成三年教委規則第一三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成二〇年教委規則第二三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の博物館法施行細則別記第二号様式による登録申請書は、改正後の博物館法施行細則別記第二号様式による登録申請書とみなす。

附 則（令和三年教委規則第一二号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の博物館法施行細則別記第二号様式による登録申請書は、改正後の博物館法施行細則別記第二号様式による登録申請書とみなす。

附 則（令和五年教委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式（第二条関係）

（令五教委規則九・全改）

別記第二号様式（第三条関係）

（昭三三教委規則八・平三教委規則一三・平二〇教委規則二三・令三教委規則一二・
令五教委規則九・一部改正）

別記第三号様式（第三条関係）

（昭三三教委規則八・平二〇教委規則二三・令五教委規則九・一部改正）

別記第4号様式（第8条関係）

（令5教委規則9・追加）